

われわれの綱領

著者	後藤 洋
雑誌名	経済学論集
巻	66
ページ	57-65
URL	http://hdl.handle.net/10232/6923

われわれの綱領

ヴィルヘルム・リープクネヒト
訳 後藤 洋

訳者まえがき

本論文は1874年12月30日アイゼナハ派の機関紙『デア・フォルクスシュタート』第151号に掲載されたものである。無署名であるが、同紙編集長ヴィルヘルム・リープクネヒトの執筆によるものとみられる。本論文が執筆、公表されるに至った経緯については、拙稿『『ゴータ綱領』における生産協同組合』（鹿児島大学経済学会『経済学論集』第60号）で詳論したが、要するに、この時期、アイゼナハ派とラサール派とのあいだに合同の気運が高まり、それとともに合同のための新しい綱領を確立することが問題として浮上したのであるが、本論文は、その問題にたいするリープクネヒトの立場を明らかにしたものである。そういう意味で、本論文が歴史的文書であることは言うまでもない。

さらに、内容に立ち入って本論文の価値についていささかの私見をつけ加えるとすれば、マルクス、エンゲルスと19世紀後半のドイツ社会民主主義運動を率いたリープクネヒトとの思想上の異同を測りうる文献として、また、「社会民主主義」という用語の含意を例示する文献として、訳出するに値するものと言えよう。

翻訳は Unveränderter Nachdruck, ZENTRALANTIKVARIAT DER DEUTSCHEN DEMOKRATISCHEN REPUBLIK, LEIPZIG, 1971 に依った。

原文の強調形は傍点で示した。

1869年8月7, 8, 9日開かれたアイゼナハ大会でドイツの社会民主主義者は以下の綱領で一致をみた。

- I. 社会民主労働者党は自由な人民国家の樹立をめざして努力する。
- II. 社会民主労働者党のすべての党員は、全力をあげて以下の諸原則を支持する義務を負う。
 - 1) こんにちの政治的および社会的状態は極端に不公平であり、したがって全精力をもってこれとたたかわなければならない。
 - 2) 労働者階級の解放のためのたたかいは、階級の特権や特典のための闘争ではなく、平等の権利と平等の義務のための、あらゆる階級支配の廃止のための闘争である。
 - 3) 労働者の資本家への経済的従属は、あらゆる形態における隷属の基礎をなしている。それゆえ、社会民主〔労働者〕党は協同組合的労働によって現在の生産様式（賃金制度）を廃止し、すべての労働者にたいし労働全収益を実現するよう努力する。
 - 4) 政治的自由は労働者の経済的解放のための不可欠の前提条件である。社会的問題は政治的問題と不可分であり、後者によって条件づけられているのであるから、その解決は民主主義国家においてのみ可能である。
 - 5) 労働者階級の政治的および経済的解放は、労働者階級が共同し、かつ統一してたたかうときにのみ可能であるということを考慮

し、社会民主労働者党は、一個の統一的な組織を結成する。しかしこの組織は、個々のどの党员にも、全体の健全な発展のために、自己の影響力を有効にはたらかすことを可能とするものである。

- 6) 労働の解放は、一地方的な課題でも一国的な課題でもなく、近代社会が存在するあらゆる国々を包括する社会的課題であるということを考慮して、社会民主労働者党は、国際労働者協会の努力と連携しながら、結社法の許すかぎり、党を国際労働者協会の支部とみなすものである。

Ⅲ. 社会民主労働者党のアジテーションにおける当面の諸要求として、以下の諸項目を主張しなければならない。

- 1) 国会、各邦議会、州および市町村議会、同じく他のあらゆる代表機関の選挙について、20歳以上のすべての男子に普通・平等・直接・秘密選挙権を与えること。選出された代表者には十分な歳費を保障しなければならない。
- 2) 人民による直接立法（すなわち発議権と拒否権）の採用。
- 3) 身分、財産、血統および宗派にもとづくあらゆる特権の廃止。
- 4) 常備軍にかわる民兵制の創設。
- 5) 教会の国家からの分離、および学校の教会からの分離。
- 6) 小学校における義務教育、およびすべての公共の教育施設における無料教育。
- 7) 裁判所の独立、陪審裁判および専門労働審判所の採用。公開かつ口頭の裁判手続きおよび無料の司法業務の導入。
- 8) あらゆる出版、結社および団結法の廃止。標準労働日の採用。婦人労働の制限および

児童労働の禁止。

- 9) あらゆる間接税の廃止、さらに単一・直接・累進所得税および相続税の採用。
- 10) 協同組合制度の国家的促進、および自由な生産協同組合にたいする、民主的保障のもとでの国家信用。

完全な綱領というものはない。綱領は、それが作成された瞬間において党が目指しているものに最善の表現を与えるものであるし、またそうでしかありえない。しかし、世界はたえず流動している——きのう最善であったものもきょうはもはやそうではない。すでに5年半前に起草されたわが党の綱領のなかに、こんにちでは述べてはならないか、あるいは別の形でしか述べることのできないものが多数存在すること、逆に、こんにち触れないままではならないものが多数欠けていることは、自明である。けれども、そうであるとしても、アイゼナハ綱領は、従来ドイツで採択された政治的、社会的変革の綱領のなかで、もっとも広範な、もっとも力強い、もっとも首尾一貫した綱領である。われわれは〔綱領の〕一字一句に拘泥するものではないから、はじめて与えられる機会に、すでに明るみに出、また、いずれ明るみに出るであろう、形式上、編集上の、核心には触れない欠陥を綱領から一掃することは、簡単なことである。

はじめにわが党の名称について若干の注意をしておこう。わが党は社会民主労働者党と称している。われわれの旗は社会民主主義の旗である。社会民主主義的あるいは社会民主主義とは民主主義的あるいは民主主義以上の意味を有する。民主主義とは、第一に人民による統治であり、第二に人民による統治が追求する人民の共同体である。民主主義的諸要求とは、人民によ

る統治を志向する要求である。

(ギリシャ語から生まれた)民主主義という言葉は、しばしば人民支配 *Volksherrschaft* におきかえられてきた。しかしこのおきかえはまったく正しくない。いずれにせよ民主主義という概念の合理的理解にふさわしくない。「人民」*Das Volk* とは国民全体 *die Gesamtheit der Staatsangehörigen* のことであり、そして全体は支配することができない。なぜなら、その外側に支配されるものが存在しないからである。支配は必ず支配されるものを前提する——すべての人が統治に参加し、それゆえ支配されるものがだれもない場合、支配が存在しないのは当たりまえである。

すべての国民——無論未成年者は含まれない——が国家の統治に参加すべきであるということは、まったく理にかなった要求である。そしてさらに、このような国家体制の実現が社会的貧困の除去の条件をなすということも否定できない。そうであるとすると、歴史を有する「民主主義」という名称をなぜ保持しないのか？まさしく歴史を有するがためである。階級対立と階級闘争を含む近代ブルジョア社会の出現以降、民主主義の旗は社会の種々の階級のあいだにあいている溝を人民の目から覆い隠すためにたびたび利用されてきた。たしかに、労働人民の敵が民主主義の旗のもとに労働人民とたたかってきたことをわれわれは知っている。人民による統治を誠実に欲している人々の口においてさえ、民主主義という言葉は根本的には政治的、国家的領域に限定された意味をおびている。民主主義がともかくも単独で存在するというのは非論理的な見解である。党はなるほど人民による統治を目指してはいるが、しかしまた、統治は目的ではなく手段であるということ、国家の

目的はそれに属すあらゆる人々にできる限りの幸福を保障することにあるということ、この目的は社会 *Gesellschaft* にとつて必要な労働の公正な規制によつてのみ実現することができるということを理解しており、それゆえ、民主主義の旗は党を満足させるにたるものではない。

社会民主主義 *Sozialdemokratie*、社会民主主義的 *Sozialdemokratisch* という言葉には、以下のような見方が表現されている。すなわち *Sozial* とは、*gesellschaftlich*、つまり *die Gesellschaft* に関して、という意味である。社会民主主義とは、国家的領域でと同様、*gesellschaftlich* な領域での人民の統治であり、国家および社会 *Staat und Gesellschaft* の公平な、合理的な、人間にふさわしい秩序である。

われわれは労働者党と称している。というのは、労働人民は当面の利益を有し、その数の力によつてそのような秩序をつくりだす能力を単独で有しているからである。また、十分注意すべきは、われわれが労働人民と言う場合、たんに工業労働者だけではなく、他人の労働で生活しているのではないすべての人々、つまり都市および農村の労働者のほか、小農民や小営業主をも意味しているということである。

さて、われわれの綱領について。最初の一般的な原則を含んでいる部分(第Ⅱ条, 第1-6項)は、本質的には国際労働者協会の規約に基づいて定式化されている。規約はつぎのように述べている。

「以下のことを考慮し、

労働者階級の解放は労働者階級自身によつてかちとられなければならないこと、

労働者階級の解放のためのたたかいは、階級の特権や独占のための闘争ではなく、平等の権利と義務のための、あらゆる階級支配の廃止の

ための闘争であること、

労働手段、すなわち生活源泉を領有するものへの労働する人間の経済的服従は、あらゆる形態における隷属——社会的貧困、精神的荒廃および政治的従属の根底にあること、

したがって、労働者の経済的解放が最終目的であり、あらゆる政治的運動は、手段として、この目的に従わなければならないこと、

この目的に向けられたいっさいの努力は、これまで、各国のさまざまな労働部門のあいだに団結が欠けており、種々の国の労働者階級のあいだに兄弟的同盟が存在しなかったために失敗したこと、

労働者階級の解放は、一地方的な問題でも、一国的な問題でもなく、近代社会が存在しているあらゆる国々を包含する社会的問題であり、その解決はもっともすすんだ国々の実践的および理論的な協力に依存していること、

こんにちヨーロッパのもっともすすんだ工業諸国において再生しつつある労働者階級の運動は、新しい希望を呼びます反面、同時に以前の誤りの再発にたいして厳粛な警告を与えるものであり、さらに現在なお結合を欠いている運動に迅速な結集を迫るものであること、

以上の理由に基づいて、国際労働者協会は創立されたのである。

国際労働者協会は宣言する、本協会に加盟するすべての団体および個人は、真理、正義、道徳を、肌の色、信条、民族にかかわらず、相互にとって、またいっさいの人間にとって、行動の規範として承認する。

権利がないところに義務はなく、義務がないところに権利はない。」

以上が国際労働者協会の規約である。

われわれの一般的綱領（第Ⅱ条）の第1項は

説明するに及ばない。こんにちの状態を一瞥すれば、その不公平は明らかであり、その不公平とたたかうことはすべての人間の義務であり、その下で苦しんでいるすべてのものの利害にかかわっている。

第Ⅱ条の第2項は、われわれの敵の主張、すなわち社会民主主義は国家における労働者階級の支配をつくりだそうとしているという主張が中傷であることを示している。すでに述べてきたように、支配という概念はそもそも非民主主義的なものであり、したがって社会民主主義の原則と相いれるものではない。民主主義のあらゆる自由の要求はやはり同時に社会民主主義の要求である。民主主義と社会民主主義との相違は以下の点、すなわち、社会民主主義はブルジョア的先入見にとらわれているものが引き出す勇気をもたない諸帰結を引き出す点にある。社会民主主義は首尾一貫した民主主義である。社会民主主義は、あらゆる人間の同権に基づいた、不平等の源泉を閉ざした、支配も従属も許さない、自由な人間の兄弟的共同社会をつくりだそうとするものである。

このようなことを可能とするためには、こんにちの生産様式が除去されなければならない、社会の経済的基礎、すなわち、社会における労働の方法、労働の体制（生産の体制）が改革されなければならない。

あらゆる社会的富、あらゆる文化の母は労働である。われわれがどんな存在であり、われわれがなにを所有しているか、それらは労働によっている。われわれはすべてのものを労働に負っている。われわれの個人的な労働、少なくとも姿を消しつつある微小な断片にすぎないものとしての個人的な労働に、ではなく、一般的、社会的労働に、である。個人的労働をしないうで文

化の恵みを享受することは——しばしば見るように——たしかに可能ではある。しかしまた、勤勉なものにとって、極度にはりつめた労働に力いっぱい従事するものにとって、一般的、社会的労働なしに文化人として生活することは絶対に不可能である。一般的、社会的労働がはじめて文化を創造するからであり、一般的、社会的労働なしには、われわれは人間ではなく、動物であろう。そこから共産主義的な本質が、すなわち、共同を迫る労働の本質が生じるのであり、国家と社会はその本質に基づいているのである。労働はつねに、つまり古代の奴隷の、中世の農奴の、同じく近代の賃金労働者の労働は、この共産主義的性格を有してきた。しかし、労働の生産物はこの性格を持ってこなかったし、現在も持っていない。古代の奴隷はかれの所有者のために働いた。中世の農奴は土地所有者のために。そして、近代の賃金労働者は資本家のために働いている。ここに不首尾があり、不正があるのであり、これを取り除くことに社会民主党の目的がある。労働の社会的、共産主義的性格は労働の生産物におよぼさなければならない。労働の生産物は労働者の所有するところとならなければならない。労働はもはや貧困の共有ではなく、享受の共有でなければならない。

われわれが所有を廃止しようとしているという非難が、いかに笑うべきものであるかがわかる。所有が廃止されるのではなく、所有の没収が、他人の所有を領有するという誤った所有が、社会的盗奪が廃止されるのである。収奪者が収奪される、とマルクスが称したものである。さらに、キリスト教を信条とする人々は「分配」Teilen に反対して騒ぎたてる権利をもたないであろう。というのは、新約聖書は共産主義を「もっとも粗野な」、もっとも素朴な形態におい

て説教しているのだし、まだ「完全に純粋な教義」を有していた初期のキリスト教団は、基本的に「分配」を追求し、それを婦人にもおよぼそうとしていたからである。

こんにちの状態を考察しよう。多数の人間がきわめて悲惨な状態で生活しているということ、少数のものだけが人間らしく存在するための手段を有する状態にあるということ、だれが否定しようとするか？ 疑問を持つものにわれわれは統計を参照するよう指示する。統計の数字は反論を許さぬものであり、無知なものだけが無視しうるものである。

けれども、経済的不平等それ自体は最悪のものではない。労働がいつさの富を創造する。労働するものが自分の労働に対応して豊かになり、労働しないものが貧困であるならば、このような不平等は一定の正当性をもつだろう。しかし、現実には逆の状態が存在する。われわれの敵によって権威として尊敬されているブルジョア国民経済学者ジョン・スチュアート・ミルが単刀直入の鋭さで説明しているように、こんにちの社会では財貨の諸部分は給付した労働と正反対の割合で分配される。もっとも多く働いたものももっとも少なく所有する。ほとんど、あるいはまったく労働しないものがたくさん所有する。貧困は労働にたいして存在し、富は非労働にたいして存在する。いわゆる「国民の富」を生み出す労働者はその富から排除される。その富は非労働者が独占する。それによって不平等はきわめてけしからぬ不当なものとなる。そしてこの不公平は誉めそやされるわが文明の烙印であり、正義の感覚をわずかでも持っているものならだれも、これを取り除くために骨を折るにちがいない。うわべにふれるだけの、症状を抑えるだけの姑息な手段は災厄を悪化させる。

根本を把握し、根こそぎにしなければならない。いっさいの富は労働の成果である、と国民経済学は教えている。——労働は労働の成果を収穫すべきである、と正義は要求し、社会民主主義は要求する。現在の不公平は、労働がみずからために労働しているのではないということ、労働は賃金のために非労働に売却されなければならない、非労働によって「搾取される」ということから、生じている。一言で言えば、賃労働の体制から生じている。現在の不公平は、労働が非労働のために働くのをやめること、代って自分自身のために働くことによってのみ、除去することができる。個別の労働は不生産的である。労働は共同的でなければならない。したがって、個々人の効用のための共同の労働——共同の労働および労働の成果の共同の享受。これこそ、われわれがこんにちの搾取体制の代わりにすえようとしているものである。賃労働に代わる社会主義的アソシエーション！——「けれども資本はどこにあるのか？」さらに資本はどこへいくのか。労働のところに。労働による以外に資本は存在しない。労働のため以外に資本は存在してはならない。ベテニ師は無論、資本は労働と同様に価値を生み出すと主張するであろう——この主張は簡単に試すことができる。資本の崇拜者がかれの資本を、地上のあらゆる資本をひと山に積み重ねてみるがよい。1年後1ペニヒにたいしてさえ新価値は生じないであろうし、たしかにそこにある大量の価値はかなり小さくなっていることであろう。資本は労働の子であるばかりでなく、労働を欠いては増大することも、存続することもできない。資本は労働と対抗して権利をもつものではない。反面、労働は資本に対抗して所有権をもつ。支配的な生産様式は資本と労働との自然の関係を逆転せし

め、労働を資本の奴隷たらしめた。それとも、われわれの賃労働は奴隷制ではないのだろうか？近代の賃金労働者は、主人を交代させることができるのだから、古代の奴隷よりはいくぶん自由ではないのだろうか？飢餓が頑丈きわまる鉄鎖以上に堅固かつ無慈悲に賃金労働者を労働に繋ぎとめていないのであろうか？——「けれども、労働者はこんにち以前の数世紀よりも良い状態にある」、とわれわれにむかってしばしば異議が申し立てられる。この主張が正しいか間違っているかは、議論せずにおこう。たとえ正当であるとしてさえ、何事をも示しはしない。社会民主主義的労働者はよりましな状態を要求するのではなく、平等を要求するのである。かれはもはや他人のために労働することを欲しない。かれは、各人が平等の基準で労働の成果を、文化の恵みを享受することを欲する。かれは自分のためになにひとつ特典のある地位を要求しなだけの論理と正義感を十分有しており、しかしまた、いかなる従属的な地位をも受け入れるものではない。

こんにちの生産様式の存続は社会の進歩と調和しない。資本主義的大規模生産は一つの進歩であったが、障害となってしまっている。それはもはや社会、すなわち全体——とかく「社会」と称されがちな取るに足らない少数の特権者のことではない——の経済的必要を満足させていない。労働の生産物の不公平な分配をまったく度外視しても、それはすべての社会成員に、人間にふさわしい生活のために必要なものを供給できておらず、すでにそれゆえに、この条件を満たすより高度な生産形態に代えられなければならない。そして、この高度な生産形態とは、一般的、社会的生産、すなわち、社会の集中した総資本を全体の利益のために用いる労働の社

会主義的組織にほかならない。われわれが夢のなかで幻のごとき新建造物を建てるために、現存するいっさいのものを転覆し、一掃しようとしているとわれわれを中傷するのは、社会を特権的な少数者、支配階級と混同することから生じる錯誤である。われわれは、社会の健全な合理的な発展を阻害するものを取り除こうとしているだけであり、大多数のものの利益がもはや少数者の利益の犠牲にされないことを、個々の諸特権、政治的社会的独占の代わりに、万人の権利と利益、公平を国家と社会における最高の原則となることを実現しようとしているだけである。時代遅れとなったもの、社会の高まる文化的必要をもはや満足させないものは、向上しようとしてつとめる生命から空気や太陽を奪い取ることをやめなければならない。われわれは、現在の階級支配によってはばまれているわれわれの文化の有機的なさらなる発展を望んでいる。今現在、機械を廃止し、中世の小工業を提案するものは、狂気とみなされよう。あの小生産がより高度な、より生産力のゆたかな生産方法、つまり大工業となったことはだれでも知っているのだから。けれども、中世に、それどころか前世紀の中ごろに、小生産はあまりにコストがかさみ、あまりに不生産的であると述べたものがいたとしたら、——小生産は、異なる生産体制を支配の座にすえた産業革命によって、小生産のために存在したその地上から一掃されなければならない——かれはつまりは、われわれが現在、狂信家にかまわず、こんにちの社会秩序に正真の社会無秩序をみてとっているのとはほぼ同様に見ていたのである。50年たつてこんにちの状態の再建を支持するものは、よほど狂気にちかい。しかも、こんにちの状態の改革を要望するわれわれを中傷し、迫害するものはい

る。だが、中世の生産様式がこんにちの生産様式によって駆逐されなければならなかったように、こんにちの生産様式がより高度なものによって駆逐されることはたしかに確実であり、必然的である。われわれは、ひとびとが好んでわれわれをそう名づけるように空想家でもなければ、非実践的な夢想家でもない。非実践的な夢想家というものは、過ぎ去り行く諸形態を永遠とみなすものであり、それらを暴力的な手段によって没落からまもることができると信じているものである。「共産主義者は、と『共産党宣言』は言う、かれらがそれに基づいてプロレタリア運動を型どろうとする特殊な原理をうち立てはしない。共産主義者の理論的諸命題は、あれこれの世界改良家によって発見された理念や原理に基づくものではけっしてない。その理論的諸命題は、存在している階級闘争の、すなわち、われわれの眼前で進行している歴史的運動の事実上の諸関係を一般的に表現するものにすぎない。」

以上の詳論のあとでは、われわれの綱領の第Ⅱ条の第3項は、だれにとっても曖昧なものではなからう。「労働者の資本家への経済的従属はあらゆる形態における隷属（とくに政治的不自由）の基礎をなしている。」という命題がいかに正しいかは、簡単な例で証明することができる。ある国民にとって、普通・平等選挙権、出版の自由、結社・集会の自由など、あらゆる政治的自由が保障されていると仮定しよう。しかし、資本主義的生産、賃労働の体制は存続している——その結果はなんであろうか？ 不平等、すなわち、大衆の貧困とわずかばかりの少数のものの不釣り合いな富が存続し、人民の労働する多数が所有する少数者に経済的に従属し、この経済的従属はいっさいの政治的自由を純粹

に幻想的なものとし、それらの政治的自由からいっさいの実践的価値を奪うであろう。われわれは、帝国議会選挙のさいに、資本家がかれの賃金奴隷に及ぼす抑圧がもっとも反動的な国家の抑圧自体よりもはるかに強力であるということ、十二分に経験してこなかったであろうか？

これに対して逆の場合を設定してみよう。すなわち、政治的自由は国民に渡されていないが、労働は解放されており、われわれが要望するように、社会主義的（協同組合的）生産と労働生産物の社会主義的分配によって、おのおの労働者にかれの労働の全収益が保障されている場合である。その結果はなんであろうか？ 支配する少数者は、もっぱらこんにちの生産様式のなかに、資本による労働の搾取のなかに、その根拠を有しているかれの権力的手段を失うであろう。そして、経済的独立は国民大衆をただちに政治的独立をたたかいとる状態におくであろう。この事例はもう一方の場合と同様に無論現実には起こりえない。なぜなら、「社会的問題は政治的問題と不可分であり」（第Ⅱ条、第4項）、合理的に組織された社会は自由な国家において考えることができるにすぎないからである。

第Ⅱ条の第5項は自明である。統一的な組織なしに効果的な宣伝も、効果的な行動もない。統一的な組織は諸力の統合であり、それらの一つの中心への集中である。個々ばらばらは各人を無力にする。分散した諸力は力ではない。合同はたんに足し算ではなく、掛け算でもなく、諸力を何倍にもするものである。

第6項も同様に明らかである。経済的、およびそれに対応した政治的状态もまた根本的にはあらゆる文明諸国で同様である。けれども、こんにち中国の万里の長城によって他の国家から

閉ざされている国家は一つもない。いまだ人為的に維持されている境界にもかかわらず、すべての文明諸国は共通の発展、共通の歴史を有している。おのおのは他に影響を与え、他から影響をおよぼされている。それゆえ、こんにちあらゆる党派は多かれ少なかれ国際的である。そしてわが党は、他のあらゆる党派よりもいっそう高度に国際的である。というのは、わが党は民族的境界を知らず、純粹に人間的な見地に立って、すべてのものに純粹に人間的な尺度をあてがい、種々の民族および国家成員に人間のみをみてとるからである。われわれはその市民である国家のなかにわれわれの当面の直接的な活動領域を有するにせよ、われわれはその領域を超えて世界市民であり、普遍的な人間兄弟であることを忘れはしない。われわれは知っている、抑圧された労働人民の問題のためにたたかいが行われている場合にはいつでも、われわれの問題のためにたたかいが行われているのだ、ということ。

われわれの綱領の第二の部分（第Ⅲ条）は、以上に述べてきた後では、説明を加える必要はない。はじめの9つの項目の諸要求は民主主義を意味し、この新聞の購読者にゆだねることにしよう。標準労働日（労働時間の一定の時間への国家的制限）の導入、こんにちの工場での児童労働の禁止は、知識階級の世論がずっと以前から同意を与えてきたものである。

厳密な意味での社会民主主義の内容、固有な意味での社会主義の内容は、第10項だけである。それは国家援助による生産協同組合を問題としている。そしてこの項は、われわれの既述の論評で完全に解決されている。

これがわれわれの綱領である。

われわれは公平を欲し、不正とたたかう。

われわれは自由な労働を欲し、賃金奴隸制とたたかう。

われわれは万人の繁栄を欲し、貧困とたたかう。

われわれは万人の教養を欲し、無知と野蛮とたたかう。

われわれは平和と秩序を欲し、人民殺戮、階級戦争、社会的無秩序とたたかう。

われわれは社会主義的人民国家を欲し、専制的階級国家とたたかう。

平等を欲するもの、平等をたたかいとろうとするものは、われわれに加われ！